

## 浄化槽管理士研修に関するQ & A

山形県環境エネルギー部水大気環境課

**問1 浄化槽管理士研修を受講したいが、どこに問合せすればよいでしょうか。**

答1 県では、山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第7条の2に規定する「知事が適当と認める研修」である「山形県浄化槽管理士に対する研修会」について、下表の2者を指定していますので、いずれかの研修を受講してください。

開催日、受講料等、研修内容に関することについては、各主催者にお問合せください。

番号	研修の主催者の名称及び所在地
1	一般社団法人山形県浄化槽工業協会 山形市あこや町三丁目12番26号
2	公益社団法人山形県水質保全協会 東根市大字野田695-8

なお、現時点で県が浄化槽管理士研修を実施する予定はありません。

**問2 以前に浄化槽管理士研修を受講しましたが、今年も研修主催者から開催案内をいただきました。毎年受講する必要があるのでしょうか。**

答2 浄化槽管理士研修は、浄化槽保守点検業の新規登録前の3年以内、又は登録の有効期間（3年間）のうちに1回受講していただくものであり、毎年受講する必要はありません。

ただし、新たに浄化槽管理士を専任した場合、変更届の提出の際に浄化槽管理士研修の修了証の写しを添付していただきますので、未受講の場合は、受講していただく必要があります。

**問3 所属している浄化槽管理士全員に研修を受講させる必要があるのでしょうか。**

答3 専任の浄化槽管理士には、全員に受講していただく必要があります。新規・更新の登録申請時に、浄化槽管理士研修の修了証（答2の期間内のもの）の写しを添付してください。

**問4 浄化槽管理士の資格を有している従業員が、人事異動により専任の浄化槽管理士業務から外れましたが、今後も浄化槽管理士研修を受講させる必要がありますか。**

答4 今後、専任の浄化槽管理士でない方には、必ずしも受講させる必要はありません。この場合、速やかに変更届を提出してください。

なお、非常時等において、浄化槽管理士としての業務を行うことが想定されるのであれば、研修を受講し、最新の知識を修得しておくことが望ましいと考えます。

**問5 当社に新たに所属した浄化槽管理士が、当社の保守点検業の登録の有効期間内に受講した浄化槽管理士研修の修了証を所持していますが、改めて当社において浄化槽管理士研修を受講させる必要はありますか。**

答5 登録の有効期間内の修了証があれば、改めて受講していただく必要はありません。

**【研修制度に関するお問合せ先】**

山形県環境エネルギー部 水大気環境課（水環境担当）

TEL：023-630-2204 E-mail：ymizutaiki@pref.yamagata.jp